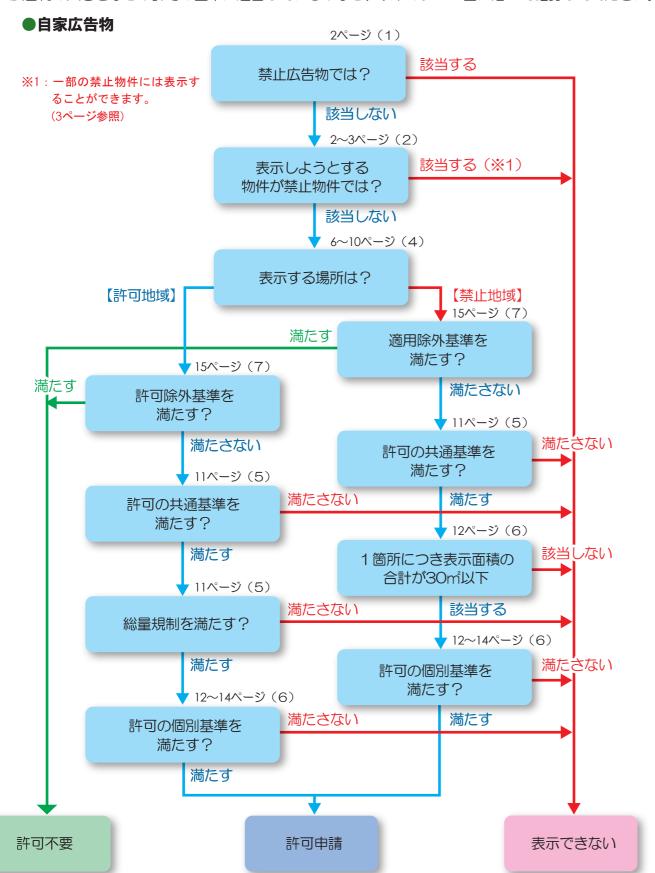
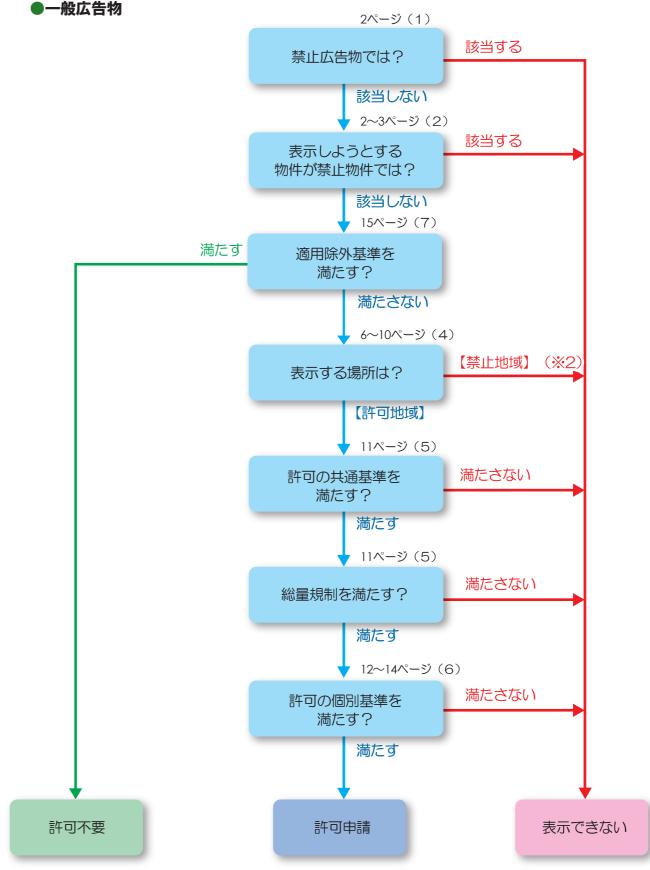
(3)屋外広告物の表示フロー

広告物を表示する前に、禁止広告物や禁止物件に該当しないか、また、表示可能な地域であるか、 広告物の大きさなどが許可の基準に適合しているかなど、以下のフロー図に沿って確認してください。





※2:道標、案内図板などの広告物については、公共的目的に限り、禁止地域においても、一定の基準を満たすものは、許可を受けて表示することができます。 (12ページ参照)

(4)禁止地域・許可地域

●禁止地域:広告物を表示することはできません。

お1号		は日初とながすることはくとよとル。
第2種中高層住居専用地域で市長が指定する区域	条例第3条	地域又は場所
第3号 を除く) 第3号	第1号	第2種中高層住居専用地域で市長が指定する区域 〇景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区、伝統的建造物
○重要文化財、国宝、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財に指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域 ○史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定された地域 ○史跡名勝天然記念物に仮指定された地域 ○重要文化的景観 ○長崎県の有形文化財、有形民俗文化財、無形民俗文化財に指定された建造物及びその周囲で市長が指定する地域 ○長崎県の史跡名勝天然記念物に指定された記念物及びその周囲で市長が指定する地域 第6号 ○風致保安林 第7号 ○原生自然環境保全地域 ○自然環境保全地域 ○自然環境保全地域 ○県指定自然環境保全地域 「県指定自然環境保全地域 「の県指定線地環境保全地域 「の県指定線地環境保全地域 第9号 ○保存樹林 第10号 ○道路及び鉄道等(予定地含む)で市長が指定する区間 ○道路及び鉄道等(予定地含む)から展望することができる地域で市長が指定する区域 第11号 ○官公署、学校、保育所、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病院 第12号 ○古墳、墓地及び火葬場	第2号	
その周囲で市長が指定する地域	第3号	○都市計画決定され、利用されている都市公園
第5号 周囲で市長が指定する地域	第4号	その周囲で市長が指定する地域 ○史跡名勝天然記念物、特別史跡名勝天然記念物に指定された地域○史跡名勝天然記念物に仮指定された地域
第7号	第5号	周囲で市長が指定する地域
第7号	第6号	○風致保安林
第8号	第7号	
第10号	第8号	
第10号 〇道路及び鉄道等(予定地含む)から展望することができる地域で市長が指定する区域 第11号 〇官公署、学校、保育所、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病院 第12号 〇古墳、墓地及び火葬場 〇公衆が休息、観賞、散歩、運動、遊戯等のために利用する地域又は場所のうち市長が 第13号	第9号	○保存樹林
第12号 〇古墳、墓地及び火葬場 〇公衆が休息、観賞、散歩、運動、遊戯等のために利用する地域又は場所のうち市長が	第10号	
	第11号	○官公署、学校、保育所、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病院
第13号	第12号	〇古墳、墓地及び火葬場
	第13号	

(8~10ページ「禁止地域・許可地域の範囲」を参照)

●許可地域:広告物を表示するときは、許可申請が必要です。

条例第5条	地域又は場所
第1号	O景観法により定められた景観計画区域(市長が指定する区域を除く)
第2号	〇都市計画法により指定された都市計画区域
第3号	〇公園、河川、湖沼、渓谷及び海浜並びにこれらの付近の地域で市長が指定する区域
第4号	○港湾、漁港、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域で市長が指定する区域
第5号	〇道路及び鉄道等で市長が指定する区間並びにこれらから展望できる地域で市長が指 定する区域

許可地域の区分		
第1種許可地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域	
第2種許可地域	第1種許可地域、第3種許可地域以外の地域	
第3種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	

(8~10ページ「禁止地域・許可地域の範囲」を参照)

●禁止地域・許可地域の範囲(規制図)

